

若者・Z世代応援パッケージプロモーション事業 委託仕様書

1 委託業務名

「若者・Z世代応援パッケージ」プロモーション業務

2 目的

成熟社会を迎え人口減少が進む中であっても兵庫が成長・発展を続けるためには、一人ひとりが輝き、個の力を高めていくこと、とりわけ次の時代を担う若者が存分に力を発揮できる環境を整えることが重要である。

このため、若い世代が抱える不安を払拭し、自らが望む学びや働き方、暮らし方ができる兵庫を目指す第一歩として、令和6年度、分野横断的に若い世代を直接応援する施策「若者・Z世代応援パッケージ」を展開する。

この施策パッケージを着実に推進することで、若者世代の兵庫への定着を図り、兵庫の成長・発展につなげていくためには、県民、特に若い世代の理解促進が欠かせない。そこで、ネットメディアやラジオ、雑誌、街頭啓発等様々な媒体を活用してパッケージ全体のPRを行い、兵庫が若い世代をしっかりと応援していく県であることを広く浸透させていく。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日

4 事業費

38,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

本事業の目的達成に向けた広報戦略とそれに基づく広報手法について提案し、委託者と協議して実施すること。その際、Z世代（10代後半～20代）はもちろん、30代以上の県民に対しても、兵庫県が若者への応援に力を入れていることを浸透させることができるよう留意すること。

（1）全体の広報戦略

「次代を担う若い世代が抱える不安の払拭」や「自らが望む学びや働き方、暮らし方ができる兵庫」といった若者・Z世代応援パッケージの目的やパッケージの全体像について、兵庫県が若い世代を応援していくことが広く伝わるよう、どのような方針・考え方で広報するのか、全体の広報戦略を提案すること。

（2）広報手法

（1）の広報戦略に基づく具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。

なお、提案にあたっては、下記①～③の例示を参照しつつ、（1）で提案する広報戦略に基づき、他に効果的な広報手法がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案すること。

【広報手法の例】

① ラジオ、雑誌、SNS等による発信

ア FMラジオとのタイアップ広告

- (ア) FMラジオ局とタイアップしたプロモーションを実施すること。
- (イ) 具体的な放送内容や時期、回数、時間帯等については、委託者と協議して決定すること。

イ 雑誌とのタイアップ企画

- (ア) 雑誌メディアとタイアップしたプロモーションを実施すること。
- (イ) 具体的な掲載内容や時期等については、委託者と協議して決定すること。

ウ SNS広告

- (ア) SNS媒体を用いたプロモーションを実施すること。その際、別途構築している「若者・Z世代応援パッケージ」特設サイトへの誘導につながるような内容とすること。
- (イ) 具体的な媒体や配信内容、時期、回数等については、委託者と協議して決定すること。

エ デジタルサイネージ

- (ア) 訴求効果が見込まれる県内の1カ所以上で発信すること
- (イ) 各デジタルサイネージにおいて支障なく発信できるよう、ファイルのサイズや形式を各媒体の指定に合わせること。
- (ウ) 具体的な配信場所、時期、回数等は、委託者と協議して決定すること。

オ 鉄道車内ビジョン

- (ア) 県内の鉄道路線のうち、訴求効果が見込まれる2路線以上の車内ビジョンで配信すること。
- (イ) 各車内ビジョンにおいて支障なく発信できるよう、ファイルのサイズや形式を各媒体の指定に合わせること。
- (ウ) 具体的な配信場所、時期、回数等は、委託者と協議して決定すること。

② 動画制作

- ア ①に記載の各種発信など「若者・Z世代応援パッケージ」の広報の際に使用するPR動画を制作すること。
- イ 以下の規格を満たし、再編集可能な成果物の電子データ及びホームページ掲載用データを納品すること（DVD-R等）
 - ・YouTube等の動画サイト、SNSにアップロードできる規格のもの
 - ・ピクセルサイズ（横*縦）1920px×1080px
 - ・名称 フルHD（2K）
 - ・アスペクト比 16:9等

③ イベントでのPR

- ア 県内で開催されるイベントにおいて、出展場所や出展ブースの確保等により、「若者・Z世代応援パッケージ」のPRを行うこと。
※受託者自らがイベントを主催することも差し支えない。
- イ イベント出展等に必要となる届出や許認可等一切の手続きについては受託者が行うこと。
- ウ 具体的な出展するイベントや出展内容、当日の運営方法等については、委託者と協議して決定すること。
- エ イベント出展等で用いるPR資材を作成すること。具体的なPR資材を提案すること。なお、これら資材のデザインについては、委託者と協議して決定すること。
- オ エのPR資材作成に必要な費用は、本事業に含めること。

④ ①～③共通事項

- ア 提案内容、スケジュール等について、可能な限り詳細に記載すること。
- イ 業務に必要な資料、素材、写真・イラスト、音源等は受託者が用意すること。また、取材、写真撮影、イラスト制作、イベント対応等にかかる費用は、本事業に含めること。

6 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を委託者に提出すること。

(3) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(4) 業務の履行に関する措置

- ① 本業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(5) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品にかかる著作権、所有権は、委託者に帰属し、委託者は当該成果品を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。

(6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

(9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(10) その他

- ① 受託者は業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

- ② 受託者は委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ③ 本業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。
- ⑤ 県は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する委託者の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。
- ⑥ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。